

改票考

谷井俊仁

【要約】 本稿は、票擬のやり直し、改票の研究である。従来改票については、その事実だけが指摘され、具体的過程は明らかではなかったが、筆者は、京都大学文学部蔵『明邸鈔残本』を主要な史料として、その解明を試みる。本書は、内藤湖南等が一九一〇年、清国に派遣された際持ち帰ったもので、邸鈔とあるが、実際は、崇禎期の内閣大学士錢士升の批案・票擬の草稿集である。本書を分析した結果、一日の票擬件数、大学士間の票擬分担、改票の傾向、改票の根拠などが明らかに、結論として、改票の政治的不安定さが示される。

史林 七三卷五号 一九九〇年九月

はじめに

明代の内閣制については、夙に山本隆義氏の『中国政治制度の研究』^①があり、筆者が以下取上げる改票についても、簡潔にして要を得た解説がなされている。

また票擬の内容が旨に称われない場合は内閣をして屢々改票せしめた。崇禎八年（一六三五）六月八日の「藩儀」に対する票擬の如きは五回改票を求められ、六回目的ものが漸くにして批発され、しかもそれには二字朱字が加筆されていた。（同書五〇七頁）

明の政治形態は、皇帝独裁制であり、そうである以上この改票こそは独裁の独裁たる所以を明瞭に示していると言えよう。なぜならそれは皇帝個人の意志、制度の名のもとに所在・形態が曖昧になる以前の皇帝個人の意志を表明したものであるからである。

このように改票の有する意義は大きいが、改票のプロセスは今のところ解明されていない。と言うのも、我々が日常的に利用し得る史料には断片的な記載しかなく、史料上の制約が大きいためである。

ところが、京都大学文学部に蔵せらるる『明邸鈔残本』は、このプロセスの解明に好箇の史料を豊富に提供してくれる。実は先程の引用文中、藩儀云々の所はこの書に拠っているのだが、なぜか山本氏はこの一例を挙げるのみで十分に利用されていない。筆者は、この度本書を読了したので、その成果を以て山本氏の研究を継承してみたく思う。

本稿で扱うのは、政治制度の一環としての改票、特にその政治的側面である。改票と言う形式一点に絞って議論をするために、本稿は政治史と言うよりは制度史なのであるが、しかしあえて本稿では政治と制度の接点を探ってみたい。

政治を未合意から合意に向けてのプロセス、制度を正当性を付与された行動様式と考えるならば、政治制度とは、合意に至るための既与の行動様式と考えられよう。そうとすれば、政治制度研究の固有の課題とは、如何なる契機が制度の機能を発動させ、如何なる契機が機能を終了させるのかでなくてはならない。政治と制度の接点は、制度の開始点と終止点に集約的に現れてくると言うべきである。

如上の課題を本稿は、改票制度を具体例として考察してみたい。ただ、本稿が制度史を志向する以上、まず制度の諸相が明らかにされねばならない。第一章では『明邸鈔残本』により、第二章ではその他の史料によりそれが示される。次いで第三章で政治的プロセスが概観され、第四章・結語において課題の解明が試みられる。本稿は制度史研究であるが、同時に崇禎政治史研究序説の位置を有すべく構想されたものである。

① 副題、内閣制度の起源と発展、同朋舎、一九六八。

一 所謂『明邸鈔残本』の検討

『京都帝国大学漢籍目録史部第二』^① 詔令奏議類奏議之属に明邸鈔残本として著録されている本書について、まず書誌学

的データを示しておく。京都大学

文学部蔵、一帙五冊(六四葉・五〇

葉・八〇葉・八〇葉・五二葉)、鈔本。

紅格の中に墨書され、批にあたる

部分は朱で写されている。每半葉

八行、行二二字、高さ二八・五糎

幅一八・〇糎。記事が崇禎七・八

年のものであり、玄・胤・曆字が

避諱されていないので、明末清初

鈔本であろう。書衣には、崇禎七

年十二月批案、崇禎八年五月批案、

崇禎八年六月批案上、崇禎八年六

月批案下、崇禎八年十一月批案と墨書されている。

京都大学に収蔵されたのは、明治四三年(一九一〇)一二月五日であるが、それには理由がある。同年九月一〇日、当時

京都文科大学教授であった内藤湖南は、小川琢治、狩野直喜、富岡謙蔵、浜田耕作と共に北京に派遣され、敦煌古書・清

内閣旧蔵書の調査を行った^②。その際に本書が蒐集されたこと、湖南の『目睹書譚』清国派遣教授學術視察報告に言及があ

る。本書が、帰国後すぐに大学の蔵するところとなったことがわかる^④。

次に記載の体例を、第一冊の最初の記事、七年一二月一日のものによって示す。(写真一参照)

初一日 票五本

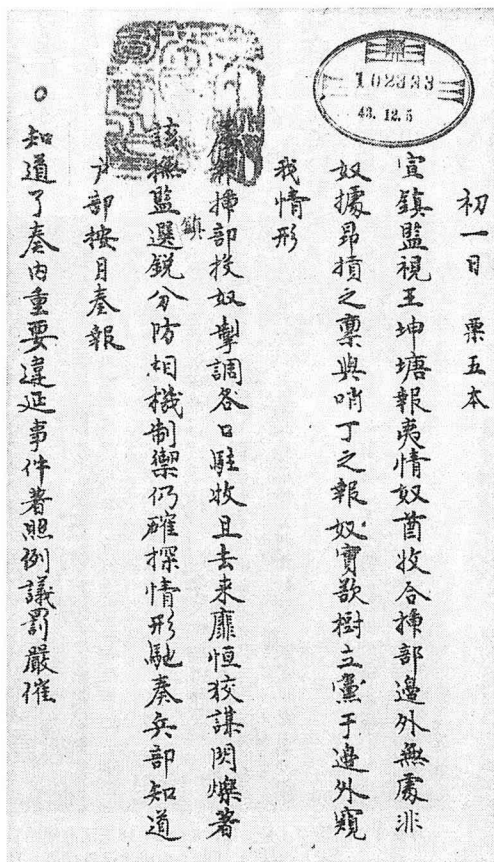


写真 1 12・1・1, 2

宣鎮監視王坤塘報夷情奴酋取合挿部邊外無処非
奴拋昂損之粟与哨丁之報奴夷欲樹立党于邊外窺

我情形

○屢報挿部投奴製調各口駐牧且去來靡恒狡謀閃爍著

該撫監選銳分防相機制禦仍確探情形馳奏兵部知道

日が改まると葉の表裏の一行目に二字落として日、

一字あけて票何本と記される。行を改め一字落として
票擬すべき文書（題本、塘報等）の内容が要約される。

次いで行を改め票擬が記される。票擬の上にある朱の
丸は、その票擬が採用されたことを示すらしい。以上
が体例の原則であり、この場合のように朱の書き込み
（鎮）があったり、墨の書き込み、更には第二票擬・第
三票擬等があったりもする。

以下便宜のため、記事に次のように番号をふる。月
・日・文書がその日の何番目か。何回か改票されてい
る場合は、その後第一票擬からabcを割当てて区
別する。例えば右の例は、一二・一・一になる。山本
氏が例示した藩儀の票擬は、六・八・二二a～f、六
月八日の二二番目の文書、票擬はaからfまでの六つ

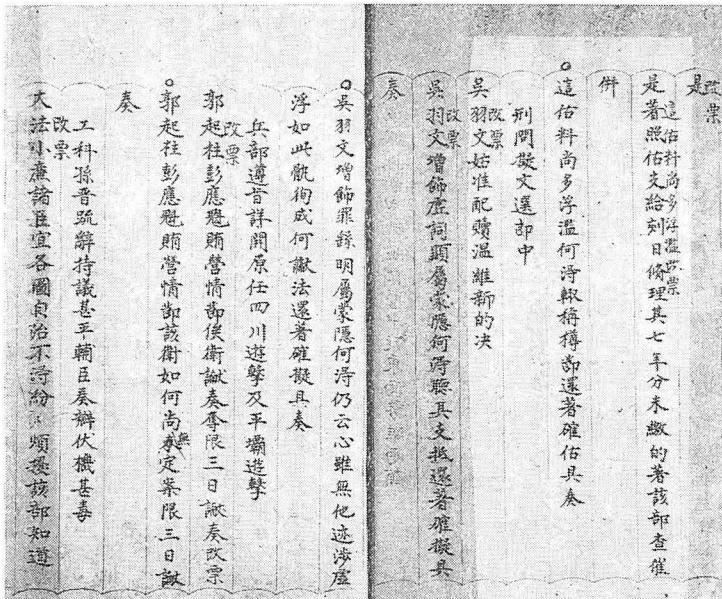


写真2 右端の「是」は、6・21・18工部進奉明旨修理御節の第一票擬。13行目「未」の抹消、「無」の書き込みは墨。12行目「限三日獻奏改票」は朱。他の書き込み、欄外の丸は朱。

と記す。月を記せば年は決まるので年は記さない。また、票擬が一本の時はaを省くことにする。

本書は目録には明邸鈔残本とあるが、このタイトルが不適切であるのは、改票の経過が逐一記されていることから明らかである。(写真二参照)むしろ書衣にある批案の方が適切であろう。よって、以下では『批案』と称し、記事も筆者の判断で句読を切っておくことにする。また、朱はゴチックで示す。

『批案』が史料として信を置くに値するものであることは、例えば、一二・一九・九宣撫陳新甲遵旨覈奏事の票擬が、『明清史料』甲編第九本八一四葉表の一二月二日聖旨と一致することからわかる。筆者の調査によれば、他に二点『明清史料』甲編との一致が確認できる。^⑤ 記事は信じてよからう。

次に、『批案』は、誰の批案なのかという問題がある。と言うのも、『明清史料』には、『批案』と時期を同じくするものの対応する票擬を見出せない旨がいくつもあるからである。『批案』は、当時の内閣の絲綸簿ではあり得ない。

この問題に答を与えるのは、次の事例である。一二・三・一七に墨の書き込みで代何擬とあり、六・二〇・二二には、同じく与何擬とある。五・二五・一は大学士温、五・二五・二は大学士王、五・二六・一は大学士呉に対する票擬である。最初の二例は、『批案』が個人のものであることを支持する。『明史』宰輔年表によれば、崇禎七年十二月、八年五月に大学士であったのは、温体仁・呉宗達・王応熊・何吾驛・錢士升の五人であり、錢士升の名のみ見出せないことから、本批案は、錢士升の批案であると結論できる。

錢士升、字は抑之、浙江省嘉善の人。万曆四四年の状元であり、崇禎六年九月に大学士となり、九年四月に免じられていた。北京中国科学院図書館には、文集『賜餘堂集』十卷、許重熙撰『年譜』一卷があり、筆者はその景照本を見たが、『批案』に関する記事はないようである。^⑥

次いで票擬の件数について述べる。先に見たように、日付の次に票何本とあるが、これは改票をも含めた票擬の数ではなく、むしろ票擬すべき文書の数であるらしい。断定できないのは、実際に教えてみると違う場合が十二日あるためであ

表1

期 間	文 書 数	一日平均
7年12月1～29日	238件	8.2件
8年5月1～7日	51件	7.3件
25～29日	142件	28.4件
6月1～30日	575件	19.2件
11月1～30日	188件	6.3件
総 計	1194件	11.8件

註 7年12月・8年5月は小の月。8年5月8～24日は欠落。

る。また、本数表記のない日もある。これらの理由は不明だが、次表では本数表記には捉われず、実際の文書数で考えることにする。

表一を見てまず気付くのは、八年五月二五～六月三〇日の文書数が突出して多いことであるが、これには理由がある。『烈皇小識』巻四に、

六月より八月に至り、鳥程大病にて起つあたわず。^⑦

とあり、この時首輔温体仁が体調を崩していたことがわかる。更に詳しく検討するため、五月二五日から六月三〇日まで、文書数と大学士への主な命令を表にして示す。

この表二からして、温体仁が六月の後半不調であったことは認めてよい。また、吳宗達が五月二六日に引退している。よって、この二人の票擬の一部がまわって来、銭士升の処理件数を引き上げたと言える。

しかし、それ以上に注目すべき記事が、五月から六月前半にかけてである。例えば、大学士温(五・二七・一)に対する票擬は次の通りである。

昨諭卿即日入直、何復有此引請。且卿既以古大臣自期。正当致主泽民、弼成治理。妄言何足介懷。着遵旨即出贊襄、慰朕眷俟至意。慎勿再稽。該部知道。

この記事からわかるように、当時温体仁は、敵対勢力たる東林派から攻撃を受けていた。そのために、彼は辞任のポーズを取り入直しなかったたのである。同じことは、何吾驄については明白ではないが、六月一五日以前の温体仁・王忬熊への全票擬から看取できる。

以上からこの時期の内閣の動きを整理してみると次のようになる。崇禎八年五月後半・六月前半、東林派は、温体仁・王忬熊を集中的に攻撃してくる。二人は、辞意をほのめかすことにより、崇禎帝から慰留を引き出し抵抗を試みる。一

表 2

日付	文書数	命 令	推定入直 大学士数
5/25	29	温・王入直佐理	2
26	20	呉准回籍	2
27	46	温・王入直佐理	2
28	39		2
29	8		4
6/ 1	12		4
2	14		4
3	12		4
4	34	温・王入直佐理	2
5	32		2
6	19	温・何入直佐理	2
7	25		2
8	23		4
9	16		4
10	23		4
11	25	温・王即日入直	2
12	13	温即出佐理	2
13	13		3
14	13		4
15	21	温即出佐理	3
16	19		3
17	17		4
18	18		4
19	18		4
20	22		4
21	27		4
22	16		4
23	22		4
24	20		4
25	22	温善調一二日入直佐理	3
26	19		3
27	15	温稍痊入直佐理	3
28	14	温稍痊即出佐理	3
29	14		3
30	17		3

註 命令は要点のみを記した。

方で、前首輔周延儒系で唯一閣内に残っていた呉宗達が引退する^⑧。その後、温体仁は本当に病気になってしまい、六月後半から八月にかけて寝込んでしまう。そのためこの間、特に五月後半から六月前半にかけて内閣の事務処理は、錢士升の双肩にかかる所大であった。以上が、この時期錢士升の票擬件数が突出して増大した理由である。

それでは、当時内閣全体で一日に票擬すべき文書は何件あったのであろうか。これを次に推計してみたい。呉宗達は、五月二五日も含め票擬に与っていなかったと考え、大学士は全部で四人とする。『批案』の日付は、票擬すべき文書を錢士升が受け取った日と考えると、『明清史料』と一致する三件の票擬・旨に関して、票擬してから旨として発出されるまで一・二日かかることがわかる。そのため、入直佐理の旨を票擬した翌日は、旨の伝達を受けるだけで入直できないものと考えられる。実際に入直するのは、票擬の翌々日からであろう。かくして推定した入直大学士数は、表二に示した通り

表3

日付	推定文書数
5月25日	58件
26	40
27	92
28	78
6月4日	68
5	64
11	50
12	26

である。但し、六月二五日以後温体仁は全休したものとみなす。

後は、文書数と推定入直大学士数によって全体の文書件数を出せばよいのだが、単純に両者を乗じた数が文書数になるわけではない。なぜなら、四人の文書処理力に差があったと考えられるからである。温体仁と王応熊の事務力は、人並み以上であったことが他の史料から明らかである。よって、温と王が同じ事務力、銭と何が同じ事務力と仮定してみよう。となると、単純に文書数と大学士数を乗じてよいのは、銭・何

の二人しか入直していない次の日だけである。乗じた結果も併せて示す。(表三)

このうち六月一二日分二六件は、他の日の銭士升の処理実績から見ても少なすぎるので省くことにする。結論としては、内閣が一日に票擬すべき文書数は、およそ四〇から九〇件となる。平均をとれば六五件である。崇禎七年一二月から八年一二月まで、大学士数は、五人から三人まで推移するので、一人平均少い時で一三件、多い時で二二件処理しなくてはならなかった。これと表一であげた銭士升の平均処理件数を比べてみるならば、彼の処理件数が、五月後半・六月を除き大

表4-1 官職別割合

官職名	文書数	%
吏部	75	6.3
戸部	123	10.3
礼部	28	2.3
兵部	177	14.8
刑部	117	9.8
工部	54	4.5
(六部小計)	(574)	(47.9)
大学士	23	1.9
科道	92	7.7
その他京官	17	1.4
監視	147	12.3
司礼	19	1.6
東監	9	0.8
その他太監	29	2.4
(宦官小計)	(204)	(17.0)
宗藩	9	0.8
勳戚	9	0.8
錦衣衛	18	1.5
總督	27	2.3
巡撫	97	8.1
按察使	76	6.3
その他地方文官	10	0.8
(地方文官小計)	(210)	(17.5)
總兵	14	1.2
その他武官	10	0.8
その他	7	0.6
不明	12	1.0
總計	1199(註)	

註 12・10・2, 12・22・1は戸兵二部の題覆, 5・26・18は礼工二部科の題覆であり、文書数を各衙門に計入したため、総計が表1の総計に比べ5つ多い。

表 4-2 主要官職地域別文書
数分布

35	大 同	監 視
26	山 西	文 書 数
19	宣 府	
18	東 協	
13	寧 錦	
9	總 理 戶 工	
7	中 協, 薊 鎮	
5	登 島	
4	茶 馬	
2	西 協, 陝 西	
7	薊 遼	總 督
4	宣 大, 陝 西 三 邊, 河 道	
3	陳 奇 瑜 (註), 漕 運	
1	山 西, 兩 廣	
16	宣 府	巡 撫
12	山 西	
9	河 南	
7	大 同, 陝 西	
6	順 天, 保 定	
5	遼 東, 江 西	
4	湖 廣	
3	鄭 陽, 浙 江	
2	天 津, 登 萊, 四 川, 雲 南	
1	甘 肅, 寧 夏, 山 東, 応 天, 南 嶺, 廣 西	
18	山 西	按 察 使
12	陝 西	
10	宣 大	
9	淮 揚	
5	順 天, 山 東	
3	四 川, 湖 廣	
2	真 定, 河 南	
1	甘 肅, 応 天, 浙 江, 福 建, 貴 州, 雲 南, 廣 西	

註 明史260, 本伝によれば, 總督陝西・山西・河南・湖広・四川軍務

幅に低いことが明らかになる。

次に、銭士升が票擬した文書の官職・地域別割合を表にして示す。六部を除けば、官職では宦官、地域的には、山西・宣府を中心とした北辺に片寄っていることがわかる。また、六部も題覆が多くを占めるので、題覆すべき原の文書で同じ統計をとれば、同様の結果が得られよう。ランダムに票擬していたのではなく、担当が決っていたのは明らかである。ただし、担当を全てこなしていたわけではないことは、『明清史料』に『批案』にない聖旨があることからわかる。

以上より次の二点が確認できる。一、大学士間の票擬文書件数に差があること、二、大学士には担当官職・地域がおおよそ決っていたこと。そうとすれば、票擬すべき文書が内閣にまわってきた時、それらが無差別に大学士に配布されたわけではないことになる。そこには、配布を左右していた人物がいたはずである。以下、章を改めて論ずることにしよう。

① 京都帝國大学文学部、一九三八。

② 『内藤湖南全集』第十四卷(筑摩書房、一九七六)年譜。

③ 『内藤湖南全集』第十二卷(筑摩書房、一九七〇)所収。二〇四頁。

史料類の中には明の邸鈔といふ明代の官報とも云ふべきもので、当時

の記録其の儘がある。此度明末のものを五冊見付けた。それは明の崇禎年間のもので、今の清朝の太宗が勢が強くなって、明で其の征伐に持て餘して居る時の記録で、当時の実情を其の儘見ることが心持がする。

④ 『内藤湖南全集』第十四卷、書簡、明治四十四年六月一日、稲葉若吉（若山）宛て書簡に、

明邸鈔残本は崇禎七八年の分四ヶ月分程有之候事やうくしらべ出し候。猶近日中詳細可申上候

とあり、湖南も関心を有していたようである。また、同全集第八卷（一九六九）『清朝史通論』清朝史通論綱目にも明写邸鈔残本をあげる（四四九頁）。

⑤ 『明清史料』甲編第九本八二〇葉表、崇禎八年六月初四日奉聖旨と六・二・一三。八三七葉裏、同日（八年五月初五日）奉聖旨と五・四

二 崇禎期票擬の傾向

この問題に対し、山本氏は、「票擬の客体たる章奏は中書舍人をして閣臣に夫々配分せしめた」と述べる^①。典拠は、『春夢餘録』である。

旧制、紅本閣に至らば首輔票擬し、餘はただ諾すのみ。崇禎中、御史倪元珙疏して票を分かつたことを諍う。その後、本下れば即ち中書をしてこれを分かつしむ^②。

倪元珙の疏は、『國權』では崇禎一〇年三月朔にかけられている。この記事は二つの話から成っていて、日付はこの疏でない方の話のものである。疏はそれよりおくれるので、中書による分配は、更におくられて、恐らく崇禎末に行われたのであろう^③。

それでは、それ以前は誰が分配していたかと言うと、

天啓の間、事繁なり。福清（葉向高）及び蒲州韓爌間々次輔に票の一二を送る。宜興（周延儒）始めて票を分かつ。疏若干なるを計り、析して以て常とす^④。

・八。

⑥ 京都大学人文科学研究所蔵。小野和子先生の御教示による。

⑦ 六月至八月、烏程大病不能起。

⑧ 文秉『烈皇小識』卷二「吳宗達、宜興姻也」同卷四「温体仁、烏程籍、婦安人、王応熊、巴畧人、同惡相濟。吳宗達奉行兩人意旨、毫無短長。時目為餞片」

⑨ 『明史』卷二五三王応熊伝「応熊博学多才、熟諳典故、而性谿刻強狠、人多畏之」。温体仁については、一五頁参照。

とあるのよりすれば、首輔が分配していたとせねばなるまい。他の大学士が票擬しているのを、横から首輔が奪い取ったという話もそれを証するであろう。^⑤

そもそも、なぜ他人が票擬中のものを奪えるかと言うと、大学士達が一同に会して票擬していたからである。

文淵閣は午門の東にあり。初め僅か五間なるも、崇禎時閣員独り多く、七間に改め、各輔臣分票の房とす。中一間、上に孔聖人の画像を供す。伝うるに、是れ宣徳朝の賜出するところなり。窓に近き処、東西に二長椽を列ぬ。諸輔臣聖人に進み揖し、次を以て対坐す。中に長桌を置く。凡そ分本及び分票完らば、首輔と諸輔参酌してここに坐し、他は与り得ず。^⑥

呉姓がなぜ一方で票擬用の個室があったかのように述べているのか判然としないが、楊士聰も

内閣に先聖像を置く。閣臣兩列してここに坐す。中に長案を施き、相い対して文書を治む。儼として先聖のこれに臨むが如し。制固より善し。^⑦

と述べており、大学士達が一室に会して票擬するのが原則であったとしてよからう。

そうとすれば、彼等は、

(吏部尚書謝陞、福建右布政使)紹芳を参せる中に、奥援に憑藉す等の語あり。閣中相い顧みて錯愕とす。嘉善(錢士升)、官を争うは須らく実跡あるべし、当に回奏せしむべしと謂うも応ぜず。烏程票旨するも、悍然として捨去し、票旨して云わく、大いに法紀を干す、著するに降級調用とす。^⑧

と皆で検討したり、

文輔震孟入閣せる時、温輔体仁久しく首席に居る。票擬することに必ずこれに商り、震孟改あらば必ず従う。^⑨

のように相談したりしながら票擬していたのである。

このようにして、内閣全体で一日四〇〇〜九〇本程の文書を票擬していたわけであるが、これが大学士にとってかなりの肉体的負担であることは言うまでもない。通例、大学士は朝八時に入直し、夕方四時(申時)に帰るのであるが、崇禎期は

仕事量が増えたため、夜十時過ぎ、極端になると午前二時過ぎ、ひいては徹夜するに至ったという。⑩ 銭士升の詩に、

深宮衡石程章奏 官中であれこれ文書をさばき

綸閣推敲費論思 内閣であれこれ頭をしぼる

子夜漏深纒退食 夜中にや々と帰れるも

門官猶報是申時 門番まだ四時とぬかしおる

とあるのは、それをふまえたものである。⑪

このように票擬をして、最初にできるのは票擬の草稿である。推敲を重ねた以上、それを清書しなくてはならない。清書係は、内閣中書の役目である。

内閣中書とは、内閣の制敕房・誥敕房の中書であるが、要は内閣の雑務をこなす書吏に他ならない。文淵閣書辦、内閣書辦とも言い、監生とか儒士(書吏)とかがなるものであった。

彼等は、

専ら輔臣に随いて出入し、一切の条旨・答掲は、俱に預じめ聞くを得、揆地も亦た間々寄するに耳目を以てす。

と言われるが、その理由の一つに、彼等が票擬の清書をしていたことがあげられる。

膳写の職に至りては、例として制敕房中書一二人に委す。……臣(大学士劉健)等楷書に習わず、字画鈍拙なるにより、恐らくは、

よく一一自写せざらん。事理重大なる者は、自ら書写封進を行い以て聖裁に聴くを除き、その餘は、仍おえうらくは、容して中書をして代写せしめんことを。臣等も亦た当に申蔽戒飭し、漏泄を致すこと勿からしめん。⑫

かくして票擬の草稿は、内閣中書によって清書される。次いで、大学士による検討会、会閱が開かれる。

工科給事中許誉卿を吏部尚書謝陞が弾劾した時、文震孟(長洲)は罰俸に擬したが、温体仁(烏程)はそれに反対して降級を票擬した。しかし崇禎帝は改票を命じてきた。

烏程削籍と擬す。晩に坐して会閱す。長洲艷然として曰く、削籍は未だ嘗て好からざるにはあらず。その票する所の某項錢糧疏は、烏程勸めて擬を改めしめ、長洲勉めてこれに応ず。改め訖りて筆を擲つ。四坐駭囑す^⑭。

とある通りだが、なぜこれが清書後の票擬を前に行われたと言えるかと言うと、『批案』に墨による書き込み、訂正が多数あるからなのである。(四頁写真二参照)

もっとも、鈔本である以上写し違いとも考えられるが、それにしても多すぎるように思われる。例えば、半葉に二ヶ所もあったりする。また、写し違いにしては不自然なものもある。六・二六・一三、将人畜収歛入地の地を城に直したものの、六・二一・二〇b、該衛如何尚未定案の未を無に直したものは、意味的にはまだしも、字形・音ともに写し違いにしては不自然なものである。逆に明らかに間違っているのに直されていないケースがある。六・四・七、著史部議処の史は吏に、六・六・一九b、着該巡按御史提問究擬具春の春は奏とすべきであるが、何も指示がない。以上からして、原本の段階で既に書き込み、訂正、誤りがあったと考えた方が自然に思われる。

それでは、書き込みはどこで加えられたのかという点と、会閱の場しかないのであろう。想像するに、票擬の草稿は、行草書で書き込んだり削ったりした見づらいつたものであろう。それを中書は、判読しながら清書する。しかし元原稿が見づらいつ以上写し誤りもあろうし、仕事・時間に追われて作つた原稿でもあり、字句の手直しも必要だったのであろう。さればこそ会閱が必要だったのである。

このようにして会閱を終えて票擬は一段落する。少々書き込みや手直しがあるが、それはかまわなかった。大学士達は、票擬を終えて帰宅する。しかし、一人は不時の票擬に備えて宿直しなくてはならなかったのである^⑮。

こうして提出した票擬が通ればよいが、間々改票を命ぜられる。改票の指示は、原擬に改票と朱批されることもあるし、それ以外の朱批があったり、一部抹消されているだけのものもある。

改票の指示がなく、朱で原擬が文意が通るよう改められていたとしても、必ずもう一度内閣に原擬は戻された。六・二

六・二〇^⑥の例をあげる。

南京内庫絹布、改折(過多)原属近制。今庫貯置乏、量復本色(以足一年所出)。著南戸部参(著)酌議(具)奏。

実線は、朱による抹消、破線は、墨による抹消を示す。かっこは、書き込みであり、ゴチックは朱、著字は墨である。第一・二文の指示については問題はない。問題は第三文である。著字の抹消・書き込みが会閲で行われたとすると、南戸部参著酌議奏となり、文意が通じない。これは、南戸部参が朱で抹消され、下に酌議具奏とあるので、改票時に銭士升は、使役の著字を酌字の上に加えたが、著字が既にあり、重複してしまうのに気付いて、当初の著字を抹消したと考えねば説明がつかない。

以上より、朱批によって原擬が改められた時は、たとえ文意が通っていたとしても、それは内閣に差し戻されたことがわかる。改票という朱批があろうがなからうが、原擬に朱批があれば即差し戻しというのが改票の原則であった。このようにして、皇帝の独断専行は防がれていたのである。

なお、この六・二六・二〇は、その上に朱の丸があることから、採用されたことがわかる。とすれば、改票といっても、必ずしも新しい票に清書し直す必要はなかったと言える。内閣が朱批を見て、それでよいとすれば、それが即「改票」になつたのである。さればこの票擬はC、三番目の票擬であるが、実質的には票擬は四回あつたことになる。清書の不用は、事務の経済のためであらう。

今あげた例は、改票の中でも一番楽な部類であつて、本来的には、改票はもっと「論思を費す」鬱陶しいものである。

詞林在籍せば、先に官に注せられ後に赴く。南海の陳子壯、□□を以て家居し、遽かに京に入る。烏程これを異とす。烏程陰伎といえども朝典に練習し、人及ぶあたわず。而るに上細故に苛厳にして、票擬改むること再四に至るも允さず。同列遲疑す。烏程徐ろに曰く、或いは疏末小日を填むるに失するのみ。これを按ずるに果して然り。小日を填むるに失すといえども、上終に自らは明らかにならず。閣臣これを免くを必ず^⑦。

これは極端な例なのであろうが、改票とは、このように大学士全員が知恵を絞って解決せねばならない面倒な事態だったのである。

ただでさえ票擬せねばならない文書は多いのに、更に改票させられてはたまらない。こうなると、求められる大学士像というのも自ずと決まってくる。まず文書処理力がなくてはならない。

(温) 体仁心計に長ず。凡そ閣中の票擬、刑名錢糧の姓名の繁多・頭緒の夢錯なるに遇うごとに、皆相い願りみて眉を攢む。独り体仁のみ一覽して便ち了し、従えて舛誤を以て駁改せられず。故に諸輔も亦たその敏練に服す。^⑬

と言われる温体仁、

宜輿相に入るや才に恃む。輒ち午睡足りて徐ろに起き、章奏を閲するや応手して票旨す。^⑭

と言われる周延儒はその典型である。

逆に困るのは、鄭以偉のような大学士であって、

上饒の鄭相國経術に邃し。ただ吏事に諳んぜず。票擬間々古字を用い、往々にして裁くに失す。宜輿時にこれを規すも、終に解せざるなり。票に臨むや矜持し、数四塗易す。兼才の難かくのごとし。^⑮

これではいつまでたっても仕事は片付かないであろう。

他に求められる資質としては、他の大学士との協調があげられる。先程の例に見える文震孟のように、筆を擲つようではやはり困るといわねばならない。また、

蓋し淄川(首輔張至堯)閣中に在りて、ただ江夏(賀逢聖)のみ欣び附して同臭なり。句容(孔貞運)、進賢(傅冠)合わざる所多し。^⑯

も同じである。これでは、会関や改票など、皆で知恵を絞らなくてはならない時にうまくいかないであろう。朝から晩まで俱に仕事をする仲である以上、協調精神が必要なのは当然である。

最後に、最も大学士に求められるのが、皇帝の意図を読んで票擬・改票できる能力であることは、最早言を俟たない。

四回も五回も改票を求められては、さすがにどの大学士でも消耗してしまふと言える。

ここまで論じてきて、ようやく我々は、崇禎期票擬の傾向について論ずることが出来る。膨大な仕事量、過重な肉体・精神的負担は、改票の回避を至上命令としたはずである。第二票擬を要求した割合を改票率とすれば、それは『批案』全体を通じて8%にもおぼる。そのためには、改票されない票擬、崇禎帝を納得せしむる票擬をせねばならない。最終的に納得させるのではなく、第一票擬で納得させねばならない。これは、決して票擬が公正無私の正論であることを意味しない。勿論理が通っていないなくてはならない。しかし、その理とは、崇禎帝好みの理でなくてはならなかったのである。帝の好みは蔽旨であった。

上、閣臣の擬票及び刑部の諸招において、間々意に適わざれば、則ち或いは抹し、或いは又す。閣臣必ず浅より深にゆき、刑部も亦た軽より重にゆく。然れども上意淵微にして原より未だ測るべからず。乃ち附会者の過なるのみ。聞くならく、閣臣、台省の諸疏のややも逆鱗に渉るに遇わば、即ち該部知道を以て嘗試す。もし一たび改票せらるれば、便ち蔽に従う。時に刑部の諸司官審縮すること尤も甚し。刻なる者は、一等を加え以て駁を防ぎ、巧なる者は、一等を留めて以て駁を待つ。一駁せらるれば則ち重く、再駁せらるれば則ち更に重し。甚しきは、これに仮りて勸賄し、動も上意測られずと云う者あり。噫、律例蕩然たり。

次章では、この蔽旨の傾向を、実際に『批案』で確認してみることしよう。

① 山本前掲書五〇八頁。

② 卷二三、内閣一、文淵典故「旧制、紅本到閣、首輔票擬、餘唯諮而巳。崇禎中、御史倪元珙疏請分票。其後本下即令中書分之」

③ 先是、奸人陸文聲詭陳風俗之蔽皆原于士子、士子皆以復社乱天下、蓋太倉廩吉士張薄・前臨川知縣張采倡復社、海内靡然趨之。事下兩直提學御史倪元珙按之。元珙奏、社有之、非有把持武斷之跡。上責其蒙飾、俾更覈。元珙不屈、已降光祿寺錄事。元珙雖謫、言閣臣分曹擬旨、無主名、有所逃責、請令各疏名、使明主得因事考其能否。執政擬詰責。

上從之。

陸文聲云々の記事が一〇年三月にかけられるべきであるのは、『復社紀略』卷四がこの事件を一〇年にかけていることによる。

④ 談遷『棗林雜俎』智集、分票「天啓間事繁。福清及蒲州韓廣間送次輔票一二。宜與始分票、計疏若干、析以為常」

⑤ 註③。

⑥ 吳姓『憶記』卷三「文淵閣在午門之東。初僅五間。崇禎時閣員独多、改七間、為各輔臣分票之房。中一間上供孔聖人画像。伝是宣德朝所賜

出也。近窓処、東西列二長椽。諸輔臣進揖聖人、以次對坐。中置長桌。凡分本及分票完、首輔与諸輔參酌于此坐。他不得与。

⑦ 楊士聰『玉堂書記』卷上「内閣設先聖像。而閣臣兩列坐焉。中施長案、相對治文書。儼如先聖臨之者、制固善矣」

⑧ 『列皇小識』卷四「而參紹芳中有憑藉與援等語。閣中相顧錯愕。嘉善謂爭官須有実跡、当令回奏。不応。烏程票旨、而悍然搶去、票旨云大千法紀、著降級調用」

⑨ 李清『三垣筆記』附識上、崇禎「文輔慶孟入閣時、温輔体仁久居首席。每票擬、必商之、慶孟有改、必從」

⑩ 孫承沢『春明夢餘錄』卷三内閣一、文淵典故「旧制、輔臣在直、辰入申出、率以為常。崇禎壬申(五年)後、必二鼓始出。及己卯(二年)後、遂至四鼓始出。間有徹夜者。周宜與至、始議輪一人、宿精微科、候伝票」

⑪ 『棗林雜俎』智集、分票

⑫ 沈德符『万曆野獲編』卷九内閣、兩殿而房中書「其後制敕・誥敕又分、而兩房遂屬之中書、称閣臣屬吏。然其銜自云文淵閣書辦、或云内閣書辦。專隨輔臣出入、一切條旨答揭、俱得預聞。揆地亦間寄以耳目。其選本不輕。……於是兩房諸寮、間有甲科名士亦居之。……至於乙科、非高才大力不得入。……其以監生・儒士運者、亦得積資帶銜卿寺部堂以上尊官矣」

⑬ 『春明夢餘錄』卷三内閣一、票擬宜密「大学士劉健疏……至于瞻写之職、例委制敕房中書一二人。……魯臣等不習楷書・字画鈍拙、恐不能一一自写。除事理重大者、自行書写封進以聽聖裁、其餘仍乞容令中書代写。臣等亦当申嚴戒飭、勿致漏泄」

⑭ 『棗林雜俎』智集、烏程長洲之際「烏程擬削籍。晚坐会閱。長洲勉然曰、削籍未嘗不好。其所票某項錢糧疏、烏程初改擬。長洲勉斥之。改訖、擲筆。四坐駭聽」

⑮ 『憶記』卷三「内閣晚輪一人、宿朝房。以不時發本・票擬也」。また、註⑩参照。

⑯ 戸羽胡承詔布絹本色未覆、歷年拖欠益甚

⑰ 『棗林雜俎』智集、詞林題補「詞林在籍、先注官、後赴。南海陳子壯以□□家居、遽入京。烏程異之。烏程雖陰狡、純習朝典、人不能及。而上苛敲細故、票擬改至再四不允。同列遲疑。烏程徐曰、或疏未失填小日耳。按之果然。雖失填小日、上終不自計。必閣臣發之」

⑱ 『三垣筆記』附識上、崇禎「体仁長於心計。凡閣中票擬、每遇刑名錢糧名姓之繁多・頭緒之雜錯、皆相顧擡眉。独体仁一覽便了、從不以舛誤駁改。故諸輔亦服其敏練」

⑲ 『棗林雜俎』智集、周延儒「宜與入相恃才。軀午睡足徐起、閱章奏、応手票旨」

⑳ 同右、鄭以偉「上饒鄭相因濼于經術。第不諳吏事。票擬間用古字、往往失裁。宜與時規之、終不解也。臨票矜持、數四塗易。兼才之難如此。彼には、疏中の何ぞ況んやの二字を人名と取り違え、何況は着して按撫に提問せしめよと票擬してしまつたという笑い話がある。」

㉑ 『烈皇小識』卷五「蓋澗川在閣中、惟江夏欣附同臭。句容・進賢多所不合」

㉒ 『三垣筆記』上、崇禎「上於閣臣擬票及刑部諸招、間不適意、則或抹或交。閣臣必絲淺之深、刑部亦絲輕之重。然上意淵微、原未可測。乃附会者之過耳。聞閣臣遇臺省諸疏微涉逆解、則以該部知道嘗試、若一改票、便從嚴。時刑部諸司官密籍尤甚、刻者加一等以防蔽、巧者留一等以待駁。一駁則重、再駁則再重。甚有彼此勸陳、動云上意未測者。噫、律例蕩然矣。」また、『困樞』崇禎一〇年六月戊申「談遼曰、烏程當國、天下同舌而詆之、曰權曰奸。夫權則擅威福、奸則專傾險。先帝能容之乎。時尚敲急。彼亦懷懷救過之不暇、反因敲急以固主心」など。

三 改票のパターン

本章では、原擬・改票後の票擬を比べることにより、前章で示した崇禎期票擬における敵旨の傾向を確認してみたく思う。勿論全ての改票に関してこのことが確認できるわけではないし、敵旨という範疇では捉えられない改票もある。しかし、筆者の見るところによれば、大よそその傾向は見て取れる。例をあげよう。

湯九州縦軍擾駅事情、著該撫按一併勸議速奏。兵部知道。(五・二八・三九^a)^①

湯九州縦兵擾駅滯掠事情、著該撫按一併究擬速奏。兵部知道。(b)

両者を比べると、(一)縦軍↓縦兵、(二)滯掠の附加、(三)勸議↓究擬の三ヶ所違っていることがわかる。(一)の変改の意味は不明である。しかし、(二)・(三)は明らかである。(二)で負の価値のある事実を附加し、(三)でより敵しい表現になっている。議が擬になったのは、後者の方が処罰を前提にした語である分敵しいと言える。以上よりaよりbの方が敵旨とみなせる。このことをふまえれば、敵旨に関して次のようなパターンを考えることができる。

I 負の価値ある表現、敵しい表現の使用

右の例は、対応・変改部分の明らかな場合であるが、改票が全てそうだとは限らない。むしろ対応部分がなく、新たに附加される場合の方が圧倒的に多い。例えば次の例である。

准照例撥給。(二一・二三・六^a)^②

這所請駁軍、照郭起龍等例、撥給一半。(b)

這所請駁軍、照例撥給一半。尔部前既酌請、奉旨裁定、如何仍引旧例。該司官殊属疎忽。姑不究。(c)

bはaを詳しくしただけと言える。問題はbとcであり、cの尔部以下は、bに対応箇処を見出すことができない。そのため、字句の比較はできないが、だからと言って新たな文が附加されたというだけでは、分析として大まかすぎよう。

よって、票擬の文章を、(一)前提、(二)事実、(三)判断、(四)請求、(五)請求の認否、(六)命令の六つに分けて分析してみたい。前提とは、そこで問題になっている事実にはかわらない一般の原則、既定の方針。事実とは、その上奏で問題になっている事実、もしくは上奏という行為それ自体。判断は、それに対する皇帝の判断。請求は、上奏者が皇帝に対して請求していること。認否は、それに対する皇帝の認可・不認可。命令は、皇帝から上奏者その他へ対する命令である。

以上を使ってcを分析してみると、次の如くなるう。

請求 遠所請較軍、認可・命令 照例撥給一半。前提 尔部前既酌請、奉旨裁定、事實・判断 如何仍引旧例、該司官殊属疎忽。命令 姑不究。

つまりbからcへは、請求・認可・命令の共通部分に、前提・事実・判断・命令が新たに附加される変改であったのである。

もっとも、このような手法が不十分であることは、筆者自身承知している。なぜなら、『批案』は、票擬は完全に収録しているものの、票擬の対象たる題本・塘報等は、不十分な要約しかのせていないからである。極端なものになると、吏部とか刑部本としか記されていない場合がある。そのため、請求・請求の認否の二点の認定がどうしても曖昧になってしまうのである。また、請求認否と命令の差異も不明瞭であり、各項目間も、常に判断と分離できるわけではない。

しかし、この手法を用いるメリットもある。例えば、a・bは先程は単に詳しくなつたとかのべなかつたが、この分析を用いれば、請求の明示、認可・命令の詳細化として考えられるからである。そこでとりあえずこの手法を用いて分析してみたい。以下本章を次の二つの節に分け、第一節で語句分析、第二節で構造分析を試みる。

一 語句分析

票 II 原、前、既、已、経、久、屢など過去、継続を表す語の使用^③

改 これらの語が用いられる時は、ほぼ前提の提示と見てよい。論理の流れとしては、前提に基いた反駁という形を取る。

班軍秋班改為春班、照例行。(二・二・二 a)^④

班軍原有定制、暫改何得著為永例。(b)

吳賜郵典、還將奏內闕広実蹟查明奏奪。(二・一・一八・五 b)^⑤

吳賜既贈京卿、亦足酬勞。不准請祭。(c 朱批)

是。操賞議增事宜、戶部酌議速覆。(六・一五・一八 a)^⑥

是。該鎮操賞銀兩、前有旨、于追完撫賞銀內暫支、原屬撫監各半公用。不得議增。(b)

III 未(經)、原未など否定形の使用

II の否定形であるが、前提を示すこと、論理が反駁に向かう点は同じである。^⑦

王業隆杖贖。(二・三・二 a)^⑧

王業隆縱軍溺職、杖贖未足示懲。還著另議具奏。(b)

王業隆原未奉旨提問、如何輒行擬罪。該司官回奏。(c)

知道了。李全……郵典著另本來行。(六・一・二 a)^⑨

李全原未奉旨、何得擬覆。該司官殊屬率濶。姑不究。(b)

IV 顯、明、屬、係など判断を表す語の使用^⑩

主として事実判断に用いられる語であり、論理の流れは、それに基づいた反駁という形をとる。

盛大願陪失物、是否果無別情。(五・六・二 a)^⑪

盛大願陪失物、明有情弊、何得聽其狡飾。(b)

是。王濟着發邊衛、充軍終身。(五・二五・二八 a)^⑫

王濟逞忿濫刑、何謂因公。且杖斃軍職、尤屬不法。這所引律例子情罪未合。(b)

宋学頭何得復肆妄誣。姑且不究。以後再有聒擾的、定行議処。(六・四・三三^a)¹³⁾

宋学頭何得屢行妄誣、以致大臣引請・机務沈閣。殊属恣肆。念係言官、姑着降俸一級。(b)

V 何(故、縁故、云、得)、如何、豈(肯、得)などの反語表現

もう今まで引用した例の中に度々出て来たので、次の一例に止めておく。主として事実判断、請求の否認を表現する。

覽卿奏。既經出示禁約、知道了。(六・二〇・一九^a)¹⁵⁾

拋奏、姦棍指称名色。其牌示根縁、豈得尽諉不知。姑不究。(b)

奏内牌示情縁、何不奏明。拋称姦棍指称名色、豈無家奴通同情弊。還著詳查、拋実具奏、不得隱飾。(c)

VI 回將話来(回話)

この語については、呉姓『憶記』の次の記事が適当な説明を与えている。

己巳二年(崇禎二年)、疏して吏部尚書王永光を糾して言わく……。疏奏するや永光これを聞き、ために手頭え、誣するに昨の会推

・枚卜は御史阻撓すを以て詞となす。上、姓に命じて回話せしむ。姓言わく……。疏竟に留中せらる。従来回話は、処分せざる者なし。独り寛恩を蒙るは、亦た異数なり。¹⁶⁾

要は申し開き、弁明とでも訳すべき語で、通常はその後に厳しい処分が待っているのである。

寄貨応從商便。勲僕藉勢抑勒、併監督循託出示、是何法紀。姑不追及。(五・六・二b)¹⁷⁾

寄貨応從商便。朱讒臣藉勢勒頓、監督徇情出示、是何法紀。俱着回將話来。(c)

これとよく似た表現に回奏があるが、この語が回話と同程度厳しい語感を持っていたかは、疑問の餘地がある。なぜなら、六・二・一三宣大按梁雲構遵旨速查回奏……の票擬に、

通著梁雲構覈查敲飭、毋得但拋申詳回奏了事。

とあるからである。後考に俟つ。

Ⅶ (勅) 限、速、即など期限、緊急性を示す表現

これは、説明を要しないであろう。こうでもしないといつまでも引き延ばして結着がつかないからである。

還著敵提各犯、質訊確供速奏、不得再延。(二・五・三^a)

還著敵提各犯、研質確供、限三日回奏。(b)

二 構造分析

Ⅷ 前提・事実判断の附加による反駁、敵しい命令の附加

前提の附加

刑問擬高平知県貪縱招絲(五・二七・四六)

喬淳着発極邊煙瘴、永遠充軍。(a)

喬淳罪案、前旨甚明、欲懲異貪、難泥嘗律。請求否認・命令 還着確擬具奏。(b)

刑覆山永撫按查理関門拖欠草束、問擬金鎔等招絲(六・一一・二)

陳報國・葛永高・宋国卿・韓世美・郭從時着發邊衛、永遠充軍。金鎔站配、鮑一龍等配贖。餘俱依擬。請求否認・命令 (a)

監守侵盜邊海草束、条例開載甚詳。請求否認 奏内各犯欠至三十餘万、何得繫引輕律。命令 通着分別確擬具奏。(b)

共に今まで以上に敵しい再擬を要求している点で敵旨と目せる。

事実判断の附加

庶子倪元璐微臣冒危言事、動触兇鋒等事(二・四・三)

臣品邪正、朝廷自有鑒裁。命令 倪元璐恪共職業、以圖自効。該部知道。(a)

臣工去留、朝廷自有鑒裁。命令 奏内百票百留語、殊屬輕率。倪元璐選著恪共職業、以圖自効。該部知道。(b)

刑問擬文選郎中 (六・二一・一九)

請求認可・命令

吳羽文姑准配贖、溫維新的決。(a)

事實判斷

吳羽文壇飾虛詞、頭屬蒙隱。請求否認 何得聽其支抵。命令 還著確擬具奏。(b)

前者は、上奏文を引用し反駁を加えている点で厳しい表現と言える。後者は、更に厳しい量刑を要求している。

命令の附加

工劉遵憲等恭報釘完盜甲事 (五・六・五)

請求認可・命令

既稱價值不同、姑准另行整備、勒限報竣。

請求認可・命令

既稱價值不同、姑准另行整備、勒限報竣。命令 興建爵、著兵部議處。(朱批)

吏覆朱大典拳劾有司武城知縣・曹州知州 (六・二・九)

請求認可・命令

張士聯、著革職為民。(a)

事實判斷

張士聯剋賑濟銀米、且私派多金。著革了職。請求認可・命令 該撫按提問、追擬具奏。(b)

IX 構造の複雑化

VIIの応用にすぎないが、改票後の方が原擬より構造的に複雑になる。

刑問擬高平知県貪縱招徠 (五・二七・四六)

前提

喬淳罪案、前旨甚明、欲懲異貪、難泥管律。請求否認・命令 還著確擬具奏。(b)

前提

墨吏枉法、受財滿貫、即応論違。事實判斷 喬淳勒耗至五万餘金、寔未有奇貪。前提 当此吏治日汚・民生愈蹙、正宜重懲示儆。請求否認 何得屢旨不遵。

命令

還著確擬具奏。(c)

安遠侯柳祚昌因事触衷、請丈量屯田納糧 (五・二五・一二)

命令

該部知道。(a)

前提

查丈未能足餉、先以擾民。事實判斷 這奏內事情、明係借題生事。請求否認 不進行。該部知道。(b)

前者は、前提・事実判断が附加され、請求否認と命令が分離明確化されるなど構造が複雑になり、表現も厳しくなっている。後者は、第一票據が該部知道であるよくあるケース。既に一六頁の史料で示しておいたように、この票據は、閣臣側の判断保留・皇帝の指示待ちという意味あいを持つことがある。この事例はそのケースであろう。某部知道という言い方については、張治安氏が、当該部に審議（看詳題覆）させよという意味で、該部とあれば、三部以上が原則だが、一部でもそう言われる旨、既に指摘している。

刑部（二一・三〇・一）

請求認可・命令

程九志・程九論・程宗晚・程宗引・何朝谷・張時仕各發邊衛、充軍終身。黃心魁等站配。甘明見等的決。賊各

照追。李承謨免議。（a）

事実判断

程九受主謀規殺四命、又已分賊、及挽奏抗提、益肆淫搶、窮兇極惡。応否尚容緩死、併程九志等、還著確擬具奏。（b）

構造は複雑さを増したが、文章は短くなった例。後者は、事実判断の提示により、刑部原擬の監候処決から立決にすることを暗に求めていると考えられる。

X 論理的屈折から一貫へ

前提・事実判断よりすれば、当然厳しい命令が結果されるはずであるのに、論理が屈折されて穏やかな命令に止まることがある。改票によって論理が一貫され、厳旨となる。これは、既に構造分析の枠を起えて内容分析になっているが、興味深いのであげておく。

登島監視魏相欽遵聖諭、扼寔回奏（五・二五・二九）

扼奏、所委把牌監催、保無刁勸情弊。至亡命隱匿、何得以並無告発為詞。魏相姑且不究。（a）

魏相職司監視。乃員役刁勸投托、不能稽査、何以釐剔姦弊。著降級戴罪。（b）

御史張纘曾貪位病臣不堪再用（六・四・三四）

輔臣温体仁・王応熊公忠任事、正藉勳勤。張績曾何得借端妄議。姑不究。(a)

首輔温体仁・輔臣王応熊公忠任事、正藉勳勤。張績曾何得乘机借貳。殊屬率妄。姑著降俸一級。(b)

以上内容分析には、構造決定以外極力立ち入らず、外形的差異に着目しつつ改票による贋旨化のパターンをいくつか探ってみた。次章では、本章では十分扱わなかった内容分析の一として、改票の根拠について考察を加える。

- ① 山西按察城查明湯九州防晉擾賊・縱軍搶掠・姦淫婦女
- ② 兵覆都督李國柱奏討隨從軍旗
- ③ このような規定の仕方は、論理的連関を時間的前後関係にすりかえているのではないかという意見もあろうが、とりあえず今はこのように一括しておく。原に關しては、北京外國語學院《中英辭典》編集委員會編『中英辭典』(商務印書館、一九七九)の訳語(primary, original, former)にたりあえず従う。
- ④ 薊鎮中協監視王之心本
- ⑤ 礼部覆本
- ⑥ 兵覆盧維寧衝刃責成之法既重激勸之典
- ⑦ 皆川淇園『助辭詳解』卷之二、末「此ハ其事ノマダ左様ニナラヌヲ語ル字ナリ。既巳ノ反ニテ、事ノ最中ヲ目当トシテ語ルニ、其最中ニカゝラスガ未ナリ。其最中ノ処ガ、モハヤ打越へ過タルガ、巳ノ字ナリ」
- ⑧ 刑問擬通鎮迷兵知情窩威招縊
- ⑨ 礼部遵旨明白具奏參將李全・妻聶氏・守備江騰龍各死難祭葬不同
- ⑩ 明・頭について、判断を表す語と規定するのは、一般的ではないか
- ⑪ 大理寺蔡奕琛等彈盜蘇商事
- ⑫ 刑問擬河間府通判王濟倅旨杖殺軍官
- ⑬ 兵科宋字頭輔臣
- ⑭ 『棗林雜俎』智集、周延儒「吏部擬各官罰俸幾月、兵工部擬各官吏賞幾十幾兩、俱閣臣填數。鳥程不填、聽上裁定、不市恩怨。上益任之」
- ⑮ 武定侯郭培民遵旨回奏牌示抽稅情緣
- ⑯ 卷一「巳巳二年、疏糾吏部尚書王永光、言……。疏奏、永光聞之、為手顫、誣以昨會推・枚卜御史阻撓為詞。上命姓回話。姓言……。疏竟留中。從來回話無不处分者。独蒙寬恩、亦異數也」
- ⑰ 註⑪に同じ。
- ⑱ 北鎮撫王吉士問郭昭封一案
- ⑲ 張治安「明代内閣的票擬」『國立政治大學學報』第二四期、一九七一。
- ⑳ 註⑱に同じ。

四 改票の根拠

崇禎帝による改票の指示を、次の二つに分けて考えてみる。一、改票とのみあるもの、二、改票理由・方向のあるもの。前者は、改票としかない以上、その理由は不明で、改票の意志のみ示される。後者は、詳細に示される場合もあるが、大概は断片的である。例をあげよう。まず詳細な方から。

宣鎮監視王坤の塘報（二一・五・九）の第一票擬、兵部知道に對する朱批は、

挿部投奴、資敵可慮、前有戮殲之旨。部邊諸臣便庇著意亟圖、近邊者或密加邀襲、迂道者或設法籠誘、務使疑阻不前、隨施制之、
術。或間而散之、或從而取之。兵事尚活。^{*}惟在相機力行、不得止以偵防了事、坐釀邊患。改票。

と詳細なものである。第二票擬は、* 以下を次の様に改める。

督撫事權、廟堂原不中制。著相機力行、不得止以偵防了事、坐釀邊患。兵部即馬上馳諭。

結果的に第二票擬は、朱批の流用である。

これに對して断片的な例は、司禮監掌印唐之徵臣病成痼（六・二〇・一三）で、

爾慎勤素著、才力正優。著照旧供事、不必引陳。該衙門知道。

なる第一票擬に對し、俱准辭、改票との朱批を得た。その結果、第二票擬は、

爾侍衛有年、勤恪素著。乃因病引請、情詞真切。准暫私家調理。該衙門知道。

となり、これが採用される。命令の方向が全く逆になったのだから、文章も変わらざるを得ない。

しかし、詳細にしる断片的にしる、改票の理由、改票すべき点が指示されているよりは、単に改票としか記されていない方が多い。大学士達は、改票の理由、いわば理論的根拠を知らされることなく改票しなくてはならなかったのである。

そのため、第二章でみたように、改票とは、随分と大学士の神経を消耗させるものであった。そうである以上、閣臣が

どうかして改票の理由・方向を探り出そうとするのは当然である。

例えば、閣臣が直接皇帝の意向を伺うこともあったであろう。六・一〇・一三兵部推宣帥は、次のように改票されている。

祖寬見統選兵、分駐岔道、何得又推宣帥。虜警方殷、著作速另推勇略堪任的來看。(a)

李国梁着以原官充総兵官掛印鎮守宣府等処地方。写制勅与他。著即刻期受事。(b)

これは、第一票擬から第二票擬の間に、皇帝の指示があったことを窺わせる。内閣は、司るところ、票擬及び召対清問にすぎざるのみ。擬旨は、皆な決を聖裁に取り、奏対は、皆な清問を仰承す。^①

と言われるように、皇帝と直接接触し、改票の意図を直々に授けられることもありえた。

しかし、それ以上に重視せねばならないのは、宦官ルートである。弘治期のことだが、

朝廷命令有らば、必ずこれを(司礼監)太監に伝え、太監これを管文書官に伝え、管文書官方めて伝えて臣(大学士劉健)に至る。内閣陳説有らば、必ずこれを管文書官に達し、管文書官これを太監に達し、太監乃ち達して御前に至る。^②

と言われる。弘治期に比べると、崇禎期は、大学士が皇帝と直接接触することは格段に増えていたが、メッセンジャーとしての宦官の役割は変わらない。閣臣が、宦官から皇帝の意向、発想を聴き出そうとしたことは、十分あり得る。

宜興政府に在るや、毎に力を内に借り、以てその威権を示す。その人に語るや、輒ち喜怒測られずを以てし、これを聖意に帰す。而して実内閣中の権尽く中涓に帰せり。これ閣体の壞は、宜興より始まるなり。^③

というのは、それを示していようし、

鳥程、内廷に於けるや、凡そ執事の人員有らば、極小者すら節中俱に礼の相い候^{うかが}有り。掌印及び秉筆者は、又た言うを必せず。^④は、そのための閣臣の努力を示していよう。

そもそも、内閣の事務局たる中書、皇帝の事務局たる司礼監の間の接触が恒常的であった。そうしないと、事務が滞っ

てしまうからである。

學房中書は、その勢として内府に通ぜざるを得ず。閣中の諸事皆な文書房と相い関す。一刻通ぜずんば、則ち内外懸隔し、政多く齟齬す。^⑤

かくして、大学士は、どうにかして情報収集に務めるであろうが、五回も改票させられたケースがあるように、最終的には、辛抱強く御意に適うまで票擬を繰り返さねばならなかったのである。

このように、改票の理論的根拠が明示されていなかったり、されていても断片的である以上、改票命令とは、内閣大学士にとって、上意下達命令の最たるものであったろう。理論的根拠・改票理由が示されていないので、大学士にとって改票命令とは、納得できるとかできないとか言うレベルのことではあり得なかった。そこには、皇帝・大学士間の合意が缺如している。あるのは、改票せよの一点を除いて不明瞭な皇帝の意志の強制である。

もちろん大学士は、改票命令に対し原擬を維持することも可能である。これについては、張治安氏の「明代内閣の票擬」が詳しいのでそれに譲るが、^⑥しかしこのことを過大評価するわけにはいかない。なぜなら、皇帝の意に対する反駁は、常に皇帝によって期待されていたわけではないし、旨の妥当・不当を皇帝と閣臣が検討して合意に至るための場が常に設定されていた、制度的に常設されていたわけではないからである。例をあげよう。

都察院左都御史劉宗周と、劉宗周をかばった僉都御史の金光辰は、崇禎帝の怒りを買ひ、劉宗周は、皇帝の手諭により革職、金光辰は、刑部によって降二級調外を擬罪された。崇禎帝は、独断専行を嫌い、閣臣にそれを見せてから施行に移そうとした。

予(大学士眞姓)讀みて未だ竟らざるに歎じて曰く、朝廷老臣を待することいづくんぞかくの如かるべけんや。首輔(周延儒)手諭を内堅に付せんと欲す。予力めて持して曰く、上以て閣臣を見る、閣臣寂として一言も無くんば、何をか輔私と云わん、古人詔敕を封還す、今見ゆるを求めて持奏すべからざるか。首輔内堅に語りて曰く、諸閣臣進見して面奏せんことを願う。上召し入る。^⑦

このように、一々奏辯の場の開設を要求しなくてはならなかった。また、場が与えられたとしても、

是れより先劉宗周疏有りて、台事を条陳す。予(大学士眞牲)旨を擬して飭行す。上改票せしむ。予奏言すらく、宗周総憲となり、紀綱を振飭するは是れその職掌なり、初めて台に入りて拝疏するにこれを御駁せば、何を以て諸御史を提掣せん。上曰く、祖宗の憲約具さに存す、何ぞ更めて条陳せん、為に姑らく初めて到るを念い、改擬を免じて可なるのみ。

と一々皇帝を説得せねばならず、厄介なものであった。しかもその結果皇帝が説得されるかという話はまた別である。そうである以上、全ての改票命令に対し反駁することは、大学士の仕事量から言っても不可能である。

このように、大半の改票命令は、改票の理論的根拠が不明のまま、また、改票理由が書いてあったとしても、大学士の納得の有無とは無関係に、とにかく改票せねばならないものであった。大学士をして改票せしむる根拠は唯一つ、票擬に朱批があるという形態的な、制度的な根拠しかなかった。ここに我々は、所与の行動様式としての制度の側面を見ることが出来る。

そうである以上、改票命令は、制度的根拠はあるが、理論的根拠は不明瞭であると言えよう。しかし、理論的根拠の不明瞭イコール皇帝のアトランダムな恣意ではない。理論的根拠の不明瞭は、皇帝における理論上の絶対的根拠の缺如とは異なるが、相対的根拠の存在は否定しないからである。つまり、改票の根拠は、一回一回その場限りの根拠が存在するが(相対的根拠)、多数の事例に該当し、しかも独占的に根拠たりうるような規範的性格をもつ根拠(絶対的根拠)は存在しない。寺田浩明氏の言を借りれば、対自化された規範は、存在しなかったのである(清代土地法秩序における「慣行」の構造)『東洋史研究』四八一―二、一九八九。

例えば、理論上の絶対的根拠たり得るものとして会典があろう。しかし、会典を絶対的根拠とみなすことはできない。具体的に言くと、会典は、『批案』中四文書の票擬に引かれている。

前提 鄒之有身任督捕、都城多盜、明保官旗疎玩。乃以參、數名・無兵馬錢糧為辭、殊屬諛卸(二・五・二二七)。

前提 郷之有専司督捕、都城多盜、職掌何在。且旗尉照会典撥給、奉旨已久。如何仍以役少諉卸。(c)

この場合、会典は、新たに附加された前提の中で使われているにすぎず、論理的には、請求否認に至る根拠が一つ増えたにすぎない。同じく一一・二六・四bcでも、aに対する前提の附加という形で引用されている。また、

請求認可前提 是。部郎、印務攸繫、郡守、民生所關。今後任子陞転、還因才授任、不得但循咨俸。(五・二八・一九a)

前提 任子授府部等官、自当訪覈才品、会典開載甚明。豈得但循咨俸。果有治行可紀的、照例久任量陞。(b)

これは、前提の設定のし直しの中で会典が引用されたにすぎない。

以上は、共に論理的には、会典への言及を必要としないものだが、一二・二二・一操江馬鳴世遵旨回奏内外守備嚴督江防・勅諭甚明・如何較閱並不与聞は、少々異なる。

前提 遊兵三營、既係操臣職掌。著馬鳴世自行操練。新江營會閱、照旧規行。兵部知道。(a)

前提 南京大小教場・神機・新江口等處四營、每月輪内外守備・齎齎等官協同閱視、会典開載甚明。奏内止称新江口一□□□□□□□□□□

何緣故。併撫標各營會閱事宜、著兵(以下缺如)(b)

脱落が多く不明点もあるが、aでは請求が認可されたのに対し、bでは会典を理由に否認しているらしい。

これらを見てまず気づくのは、会典が第一票擬では現れず、改票後始めて引用されることである。これは、一見会典が、皇帝にとって旨の絶対的根拠であったかのように見えるが、そうは考えられない。なぜなら、もしそうだとしたら、改票に苦しむ大学士がもっと、しかも第一票擬で会典に言及して然るべきだからである。『批案』には、全部で一一九四件の文書があるにもかかわらず、票擬に会典の引用が見られるのはこの四件だけであり、しかも朱批には一度も引用がない。これは、会典が、皇帝にとって旨の絶対的根拠ではなかったことを物語る。

但し、以上の四例は、会典なる字が票擬中に明記されている場合であり、別の言い方で会典が引かれている場合がある。たとえば、後程(三一頁)見るように、例なる字で会典の条文が引かれている場合がある。他にも、典制とか典例とかいう

語も、実は会典を意味しているのかもしれない。しかし、そのような可能性を考えたとしても、以上の議論を覆えずに足る数の事例が集まるわけではない。

そもそも、会典と現実が乖離していることは、

① 都尉(閹臣の與を)避けずの説は、必ず会典を以て言となす。知らず、今の礼部俱に会典に依らず、ただ見行事例に照らすのみなるを。

なる発言からしても明らかであり、そのようなものを議論の絶対的根拠にできないのは当然と言える。

それでは、逆になぜ会典が引用されたのであろうか。成程、会典は部分的に不適當なところもあるが、部分的には現実を反映しており、そこに關してのみは絶対的根拠たりえたのであるという考えもあるかもしれない。しかし、そうだとすると引用件数が少なすぎるし、会典自体に、この一節は絶対的根拠たりうる、これは違うなどと明記してあるわけではない以上、その判断は皇帝個人の判断にゆだねられてしまう。つまり、個人の判断が会典を根拠づけ、個人の判断の方が会典に優先してしまうことになり、絶対的根拠たりえない。

要は、会典は、票擬の絶対的根拠などではなく、相対的根拠でしかなかったのである。会典の引用は、議論を説得的なものにはするが、それ以上ではなかった。さればこそ改票に際して議論の補強のために引用され、反駁を強固にするために引用されたのである。

たとえば、臣下の側で会典を引いたのに、請求が却下されたケースがある。

原任宣府總兵侯世祿敬瀝放遣以來微績・会典所載贖罪復官之例(六・一〇・二二)

侯世祿前以入援先逃遺戍。何得引立功例・輒請復職。兵部知道。(c)

これも、会典が有力な相対的根拠であるということを考えれば納得がいく。侯世祿は、入援先逃なる不利な過去を挽回するために会典を引いたのであり、会典が相対的根拠でしかなければこそ、それは、入援先逃なる前提条件の前に却下さ

れたのである。

筆者は、会典は、規範・法令というよりは、むしろ説得のための有効な論拠としての性格、レトリカルな性格を有していたと考える。会典は、議論の絶対的根拠と言うよりは、相対的根拠とでも言うべきものである。会典を引けば全て正当化されるわけではないが、会典を引けば説得の可能性は高まる。¹⁰⁾

それでは、例は、改票理由の絶対根拠たりうるであろうか。例の方が、会典より現実を反映していたことは、右にあげた札部の件からわかるし、票擬中の引用も七〇文書近い。その可能性は十分であろう。ただ、この問題を考えるにあたって、最初に例の用例について一瞥しておきたい。

指摘しておかねばならないのは、例が、ほとんど必ず命令・請求の修飾部になっていることである。たとえば、三〇頁で引いた

今後任子陞転、遷因才授任。不得但循咨俸。(五・二八・一九^a)

(任子授府部等官) 豈得但循咨俸。果有治行可紀的、照例久任量陞。(b)

は、第一票擬の命令・授任が、第二票擬では久任量陞になり、照例が修飾部として附加されている。

これに対し、例が請求を修飾するケースは、

吏部考選館員、乞勅内閣照例題請考試日期(二・四・一一)

広東僉事鄭觀光比例陳情請封生母与妻(六・三〇・一七)

など文書の要約部に主に見られ、

戸覆程註覈寔患船粮循例請豁(五・二二)

是。梁有成等下漂失米石、除照旧例准免外、其餘欠数仍行追補

のように、票擬中請求認可部分で使用を誘発することもある。

一体、例字の用例の大半は照例である。たとえば、崇禎七年一月の『批案』では、以下の九例を見出すことができるが、全て命令・請求認可の修飾部である（文書番号一は省略）。

照例考滿不必引陳（五・四） 照例補給（七・三） 照例押免高墮禁住（七・四） 照例罰治（一三・八） 照例戮死（一八・二） 照例撥給（二三・六 a） 照郭起龍等例撥給一半（b） 照例撥給一半（c） 照例臬示（二八・二）

このため、改票によって、原擬から一転反駁を加えていく時は、他の請求の仕方があるのに、なぜそのような請求の仕方をしたのかという比較衡量の論法をとる。前者を支持する根拠は別に示される。例えば、刑覆山永撫按查理関門拖欠草束、問擬金銘等招緝（六・一一・二）。第一票擬は刑部の擬罪を認めたものだが（二三頁所引）、第二票擬で一転反論していく。

監守侵盜邊海草束、條例開載甚詳^下。奏內各犯欠至三十餘万、何得繫引輕律。通着分別確擬具奏。（b）

條例・輕律ともに修飾すべき命令・請求部を缺いているが、これは、それぞれ照例擬罪、引輕律擬罪の省略とみなく^下てはならない。ここで比較されているのは、條例と輕律であり、票擬は前者を支持している。その根拠は、各犯欠至三十餘万である。

錦衣衛王世盛姦笮法在必究、站配犯人魯学礼賸隴冒選招緝（六・一一・二二）の第二票擬の一節、

招內学礼已經參送站配。何又因伊母告状、引例改罰囚糧。該司官何人。着查明奏奪。

は、第一票擬に対応箇所を見出せない附加部分である。ここで比較されているのは、事案の結着と囚糧を罰した例であり、票擬は、前者を支持する。その根拠は、站配決定後に母の告状を取り上げたことである。

これに対し、根拠が明快に示されていないように見えるものもある。

礼部遵旨明白具奏參將李全・妻聶氏・守備江騰龍各死難、祭葬不同（六・一一・二二）

江騰龍既有不拘品級取自上裁之例。前疏何無查奏。著与祭一壇減半造葬、仍建詞旌表。（b）

改 票 考（谷井）
比較されているのは、郵典請求における不拘品級取自上裁例の適用と、それを適用しなかったことである。票擬は前者

を支持するが、その根拠が示されていないようにみえる。しかし、これも例の存在自体が改票の根拠であったとみなすべきではない。この場合は、江騰龍は死難であったのだから、その例を引いて請求すべきであると主張されているのであり、江騰龍が根拠なのである。

錦衣衛千戸王国盛援例乞恩（二一・二四・三）

該部知道。（a）

這所引例未合。不得輒自陳乞。該部知道。（b）

これは、最も曖昧なケースである。まず、引く所の例未だ合わずとは、何と合わないのか示されていないが、これは、同じようなケース

錦衣衛帶俸揮同杜允瑞援例乞恩（二一・三二）

乞恩太濫、已經申飭。何又援例陳請。該部知道。

より、乞恩申飭、乞恩の自肅命令であると考えられる。票擬は、こちらの方を支持する。しかし、その根拠は、乞恩申飭と引例陳乞が齟齬を来たしているということではしかない。ここでは、乞恩申飭は、アプリアリに改票の根拠となってしまう。これはどうしたことか。

この問題を考える前に、この一例を除いた他の事例から、次のようなまとめを行っておきたい。例は、改票理由の中で一定の位置（比較衡量）を占めてはいるものの、他に必ず請求反駁の根拠は与えられている。よって、例を改票のための唯一独占的な絶対根拠とみなすことはできず、あくまでも個々の事実判断と並列する相対根拠と考えねばならない。さて、乞恩申飭の問題であるが、この問題に答を与えるのは、次の記事である。

錦衣百戸張文魁係裕妃胞兄、比例陳請恩蔭（二一・一九・四）

朝廷恩沢自有裁制。近來紛々陳乞。殊非事体。該部通行申飭。

これによれば、乞恩申飭の命令を實際に通達するのは、担当官庁であるが、その命令の根拠になるのは、この旨であることがわかる。実は、乞恩申飭は、例ではなく旨であったのである。前年一二月の段階で已經申飭と言われているように(三四頁)、何回も出てゐるのである。

かくして、この旨こそは、票擬・改票の絶対的根拠と言うに相応しい。それは、『批案』の全文書一一九四件中、実に二割以上もの文書の票擬に現れるからである。例は、次の一つをあげれば十分であらう。

刑覆錢守廉參番禺知縣孫曰紹(五・三・六)

孫曰紹既有贓私重情。著發彼處、督按質審、同李觀頭一併追擬具奏。(a)

孫曰紹奉旨提問。其原參贓款、既行該督按立限究報。如何又請赴專質審。著該司官回將話來。(b)

しかし、この結論は、我々をして困惑せしめる。なぜなら、旨は旨によって根拠づけられることになるからである。しかし、見方を変えれば、このことは、旨が旨自体で根拠たりうることを、つまり旨自体が絶対根拠であることを示している。要は、皇帝の命令には何の根拠もいらぬ。これこそ君主独裁の根幹である。それ以外の根拠は、全て相対的なものにすぎない。

それでは、相対的根拠とは如何なるものか。

票至るに及ぶや、上、票内に按撫司道は公務の外、俱に白牌を遣わすを許さずとあり、語含糊に属するを以て、復た改票を命ず。^⑮
なる文意の曖昧さ、

上果して先に入るの言を主とし、降処を加えんと欲し、屢々發して改票せしむ。^⑯

なる先入見、

(温体仁) 票旨して云わく、大いに法紀を干す、著して降級調用とす。夫れ既に大いに法紀を干すと云いて、僅々降調たらんや。次日果して改票せらる。^⑰

なる論理的一貫性、

復た発して再票せしむ。御筆の批に云わく、此の案牽累を欲せず。¹⁶⁾

なる政治的判断。時には、第二章でみたように、日付の填め忘れてもあり得た。つまり、皇帝の心に疑念を抱かしむるものは、何でも改票の根拠たり得たのである。それらは、改票誘発に対して絶対的優先順位を設定しえないがために、相対的根拠と呼ぶに相応しい。それらは、皇帝の心を動かして説得するかもしれないし、そうではないかもしれない。あくまでもレトリカルなものである。

① 『憶記』巻四「臣姓奏言……臣等蒙聖明而在、所司不過票擬及召對奏聞而已。擬旨皆取決聖裁、奏對皆仰承清問。未嘗管一人・毀一人・顛倒一事」

② 『春明夢餘錄』卷三内閣一、票擬宜密「大学士劉健疏……朝參講誦之外、不得復奉天顏。雖司禮監太監、亦少至内閣。朝廷有命令、必伝之太監。太監伝之管文書官、管文書官方伝至臣。内閣有陳説、必達之管文書官、管文書官達之太監、太監乃達至御前」

③ 『列皇小識』卷三「宜興在政府、每借力於内、以示其威權。其語人也、輒以喜怒不測、婦之聖意。而奏聞中之權尽歸于中涓矣。是閣体之坡自宜與始也」

④ 同右巻四「烏程於内廷、凡有執事人員、極小者、節中俱有礼相候。掌印及乘筆者不必言」

⑤ 『玉堂書記』巻上「學房中書、其勢不得不通内府。閣中諸事皆与文書房相関。一刻不通、則内外懸隔、政多齟齬。然以濟事則可、以行私則不可。是亦存乎其人耳」

⑥ 第三章註¹⁰⁾参照。

⑦ 『憶記』巻四「上不憚而退、至勤政殿、手論責宗周復拗偏迂、着革職。刑部議罪光辰降二級調外。命内豎捧出、与諸閣臣看看完、伝出

施行。予説未竟、歎曰、朝廷待老臣安可如此。首輔欲付手諭内豎。予力持曰、上以視閣臣、閣臣寂無一言、何云輔弘、古人封還詔敕、今不可求見持奏耶。首輔語内豎曰、諸閣臣願進見面奏。上召入」

⑧ 同右「先是、劉宗周有疏、条陳臺事。予擬旨飭行。上改票。予奏言、宗周為總憲、振飭紀綱、是其職掌、初入臺拜疏、而御駁之、何以提挈諸御史。上曰、祖宗憲約具存、何更條陳、為姑念初到、免改擬可耳」

⑨ 提督巡捕鄒之有違旨回奏
吏覆虞兆龍天下人才有數・官生陞轉事宜

⑩ 『棗林雜俎』智集、閣臣避道「福清貽鮑嗣部書曰、都尉不避之説、必以會典為言。不知今之礼部俱不依會典、只照見行事例耳」

⑪ 會典の性格については、既に滋賀秀三氏が次のようにのべている。
『會典』は、唐の律令や明清の律例などと異なつて、法典と称すべきものではない。……それは制度や規則を新たに定立する作用を持つものではなくして、現存するそれらを体系的に記述し集成するもの、いわば国制総覧ともいふべき書物である。〔清朝の法制〕、

坂野・田中・衛藤編『近代中国研究入門』東京大学出版会、一九七四所収、三〇五頁

もしそうだとしたら、會典は、当時の官僚によってどのような読まれ

方、使われ方をされたのであろうか。以上の議論は、その一例となり
えよう。

⑬ 『烈皇小識』卷一「及票至、上以票内有按撫司道公務外・俱不許造
白牌・語風含糊、復命改票」

結 語

以上から、我々は以下のような結論を導けるかと思う。改票命令に、理論的根拠は不用である。改票は、制度的根拠、たとえそれが改票の二文字でしかなかったとしても、また、朱による抹消でしかなかったとしても、それだけで根拠づけられる。なぜなら、それらは、皇帝の命令だからである。また、旨以外絶対的根拠がないということは、旨中に引用される根拠は、全て相対的なものであることを意味する。そのため、本来ならば、そのような相対的根拠は旨に引用しなくてもよく、ただ命令だけを示しておくだけでもよいのではあるが、実際には、引用することによって、旨を更に重層的に根拠づける働きをする。ただし、如何なる相対的根拠が来るかは、一義的に決まっているわけではない。以上二点が改票命令を不明瞭なものにさせているのである。

別の言い方をすれば、皇帝には、改票行為への意志さえあればよい。新たに票擬される旨は、皇帝が認めればそれ自体で根拠づけられるのだから、大学士が具体的にどのような言語的・論理的形態をそれに与えるかは、何通りもあるといえる。以前の旨を引いてもよいし、事実判断を下してもよい。されば、改票命令は、不明瞭でもよかったのである。

ここに至り、最初の課題、改票制度の開始・終了の契機は何かという課題に答を示すことができる。開始は、皇帝による改票の朱批であり、終了は、皇帝による認可、票擬の上に朱の丸を打つことである。両者共にそれだけで自足的に改票を開始・終了できる。

しかしそうだとすれば、大学士にとって、改票とは、開始・終止とも上意下達、所与のものになってしまう。改票とは

⑭ 同右卷四「上果主先入之言、欲加降処、屢發改票」

⑮ 同右卷四「烏程票旨、而悍然搶去、票旨云、大千法紀、著降級調用。夫既云大千法紀矣、而僅僅降調乎。次日果改票」

⑯ 同右卷六「復發再票。御筆批云、此案不欲牽累」

庶子侃元璐微臣冒危言事動觸光鋒等事

^{改票}臣品邪正朝廷自有鑒裁侃元璐著恪共職業以圖自效

該部知道

百票百留

臣工去留朝廷自有鑒裁奏內百票百留語殊屬輕率侃元璐還著恪共職業以圖自效該部知道

写真 3 12・4・3 a b

のは、既にのべた。

そのため、改票の終了は、皇帝と大学士が政治的にうまくいっている時には合意の度合を強め、うまくいっていない時には、上意下達的な性格を強めると言えよう。私見によれば、崇禎期においては、周延儒（但し第一次のみ）・温体仁・楊嗣昌の大学士時代は、合意の色合を強めたと思われる。

それでは、改票の開始の方はどうか。これは、皇帝が改票と記せば始まってしまいう以上、一方的なように見えるが実はそうではない。

江西の解巡撫学龍、翰林黄道周夙望たるを以て、属するところの幕官となす。例に随いて薦挙す。もし閣中旧例の如く、ただ該部知道と批せば、上置きて覽ざるなり。魏輔照乗道周を悦ばず、解学龍濫薦するを得ずと批す。且つ挑激語あり。上これを覽、遂に并せ迷う。^①

確かに、票擬に改票と朱を入れるのは皇帝である。しかし大学士は、入れさせるよう誘導することができる。この場合は、濫薦なる事実判断、挑激語と言われるようなレトリックであった。大学士は、諸々の相对根拠を駆使して誘導するこ

制度たりえても、政治たりえないのであろうか。恐らくこれは否である。一つは消極的な理由による。改票は、大学士が原案を示し、皇帝が認可することにより終了する以上、やはりそこに合意があると考えざるをえない。但し、この合意は偏頗な性格を有する。つまり、合意・否認できるのは、基本的に皇帝の側だけだからである。大学士による原擬の維持が例外的である

とが可能なのである。既に二二頁で見た例であるが、倪元璐に対する第一票擬の下に墨で百票百留と書き込みがある。横の又は朱である。錢士升が百票百留なる表現に注意を促し、崇禎帝がそれに応えたものと考えられる。(写真三参照)

そうである以上、改票の開始については、皇帝自身による改票命令と、大学士の誘導による改票命令を考えることができる。そしてこの両極端の間に、様々な合意の濃度を有する改票命令が存するのである。これが改票が政治的たり得る積極的な理由である。

このように改票は、政治的・制度的性格を有する。皇帝と大学士が政治的に安定し、うまくいっている時には、矛盾は露呈しない。しかし、政治が末期的症状を呈しだすと、皇帝主導・大学士主導の間を大きく振れだすことになる。私見によれば、楊嗣昌が督師として北京を去った崇禎十二年以後は、特にその傾向がある。しかも、更に事態を複雑にするのは大学士以外の官僚も皇帝誘導の手法を使い出すことである。^②

かくして、票擬の背後に出現し、票擬をあやつるのは、極度に政治的な世界なのである。皇帝なる生身の人間しか絶対的根拠のない世界では、全てが相対化され、皇帝をめぐる政治的奪取の場となり易い。

崇禎帝登極するや、閹党は尽く除くといえども、各々門戸を立つ。互攻争勝の習は、則ち已に牢として破るべからず。是非蜂起、叫喚噂查し、以て亡ぶに至る。(『廿二史劄記』明末言路習氣先後不同)

ただしそれは、趙翼がのべるように、皇帝の力をもってしても牢として破るべからざる状況だったのである。とすれば、そこでは、皇帝さえも相対化している可能性がある。果して、どのような政治状況が出現していたのか、政治史的説明がなされねばなるまい。

① 『三垣筆記』附識上、崇禎「江西解巡撫学龍以翰林黄道周夙望、為所屬幕官、随例薦舉。若閣中如旧例止批該部知道、上置不覽矣。魏輔照乘不悅道周、批解学龍不得濫薦、且有挑激語。上覽之、遂并逮」

② 例えば、第二章註②『三垣筆記』「巧者留一等以待駁」

A Study of the Gai-piao System in the Ming Dynasty

by

TANII Toshihito

This article deals with the *gai-piao* 改票 system, the Grand Secretaries' remaking of recommendations into reports to the Emperor. This *gai-piao* system has been mentioned briefly before, but has not been studied carefully. I intend to clarify the *gai-piao* system by referring to new material—the *Ming Di-chao Can-ben* 明邸鈔殘本 or *Remaining Scripts of the Gazette in the Ming Era*. It was brought from China by NAITO Konan 内藤湖南 in 1910, and now is owned by the Faculty of Literature, Kyoto University. Though Naito regarded it as a Gazette, it is apparent that, in fact, it is a collection of *pi-an* 批案, drafts of the recommendations of QIAN Shi-sheng 錢士升, who was Grand Secretary from 1633 to 1636. This material tells us the manner in which Grand Secretaries distributed reports, and made and then remade recommendations, and how many were drawn up in a day. It leads us to the conclusion that the system of remaking recommendations was easily influenced by the political relations between the Emperor and the Grand Secretary.

The Mongol Invasion and the Kamakura Bakufu: The Character of Countermeasure

by

NAM Ki Hak

The purpose of this paper is to examine the historical character of the Kamakura Bakufu's policy toward Mongolia, with focus on the political and social background of the policy. First, I compare the different ways the Imperial Court and the Bakufu dealt with the message from the Mongol Empire. The conclusion is that the Bakufu's strong policy to stick